三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北海道稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　風害の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十三年一月十三日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　海江田万里

1　登録認証機関の名称　財団法人日本燃焼機器検査協会
登録更新年月日　平成二十二年十二月五日
登録認証機関の所在地　神奈川県鎌倉市大船１７５１番地
登録の区分　Ｓ（日用品）
四　認証を行う事務所の名称及び所在地
財団法人日本燃焼機器検査協会
神奈川県鎌倉市大船１７５１番地
2　登録認証機関の名称　社団法人電線総合技術センター
一　登録更新年月日　平成二十二年十二月五日
二　登録認証機関の所在地　静岡県浜松市北区新都田一丁目４番４号
三　登録の区分　Ｃ（電子機器及び電気機械）
四　認証を行う事務所の名称及び所在地
社団法人電線総合技術センター
静岡県浜松市北区新都田一丁目４番４号

○国土交通省告示第三十九号

成田国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年一月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　松本　龍

一　設置者の氏名及び住所　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一
二　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市
三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十二年国土交通省告示第六百九号を参照。）
イ　誘導路
延長　二万九千八百六十九メートル
四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十三年三月十日

○国土交通省告示第四十号

東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年一月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　松本　龍

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　空港の名称及び位置　東京国際空港　東京都大田区
三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十二年国土交通省告示第九百六十二号を参照。）
イ　誘導路
延長　四万三千二百五十五メートル
ロ　エプロン
面積　二百五十二万四千百八十四平方メートル
四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十三年三月十日

○国土交通省告示第四十一号

宮古空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年一月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　松本　龍

一　設置者の氏名及び住所
(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号
(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　宮古空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　宮古空港内及びその周辺　沖縄県宮古島市
四　変更した事項（変更前の事項については、昭和五十八年運輸省告示第六百四十六号を参照。）
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表進入灯（簡易式）の項光度の欄中「二万五千カンデラ」を「二万二千カンデラ」に変更した。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十三年二月十日

○東北地方整備局告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、東北地方整備局、同局福島河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十三日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　道路の種類及び路線名　道路の位置
一般国道　十三号　福島県福島市飯坂町平野字若狭小屋地先から同市飯坂町中野字中野地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏　名　東北インテリジェント通信株式会社　代表取締役社長　柴田　一成
住　所　宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番一号
三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
道路管理者が道路管理の用に供するため設置している道路附属物である光ファイバケーブルのうち、本協定に基づき他の工作物管理者と道路管理者の兼用工作物となる芯線に断線、不通などがなく、正常な通信状態にあることの確認
四　管理の期間　平成二十二年十二月二十日から本協定の存続する日まで

○北陸地方整備局告示第三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十二年十二月十五日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年一月十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和